

平成19年度 第5回（平成19年12月11日）図書館運営協議会会議要旨

1. 出席者

運営協議会委員（10名）

三輪会長・矢口委員・宮内委員・武田委員・田邊委員・小滝委員・小野委員・高橋委員・高藤委員・峯村委員

図書館側委員（4名）

小柳中央図書館長・関根奉仕係長・柴奉仕係主査・池田戸山図書館長

図書館事務局

佐藤副館長・濱田企画調整主査・東主任主事・根本主事

2. 場所 中央図書館4階大会議室

3. 開会

【会長】

ただいまより第5回図書館運営協議会を開催いたします。

本日の議題は協議事項が3件あります。(1)新宿区立図書館基本方針について、(2)新宿区第一次実行計画素案について、(3)第二次新宿区子ども読書活動推進計画素案について、です。最初に、(1)新宿区立図書館基本方針について、事務局から説明願います。

【事務局】

議題に入る前に、委員より、津久戸小学校の研究発表のご案内をいただいておりますので、これについてご説明いただきます。

【運協委員】

津久戸小学校では、新宿区の特色ある教育活動ということで、3年間、学校図書館の充実を図ってまいりましたが、1月24日(木)に研究発表を行います。学校関係者だけでなく、出版業界からも問い合わせがあり、いろいろな方がお見えになると思います。運営協議会委員として来ていただいても結構ですし、一区民として来ていただいても結構ですので、お待ちしております。よろしく願いいたします。

【事務局】

それでは、第1番目の協議事項であります、(1)新宿区立図書館基本方針についてご説明いたします。前回の10月23日の図書館運営協議会では、中間のまとめの修正版として、第5章「図書館環境の整備」を若干手直ししたものを1枚配付させていただきました。今回はさらに、全体的な見直しをしたものを配付しております。12ページ以降については、6月12日の図書館運営協議会で配付しておりますので、省略させていただきます。

具体的に変更したところをご説明いたします。4ページをお開きください。「(1)蔵書の充実」の中の、「取り組みの方向」①のところで、「また、視聴覚資料やデジタイズ図書により、情報弱者への支援を行っていきます。」の後に、漫画について、「現在、蔵書の約1%を構成している漫画本については、今後、新宿区の特色を生かした選書基準を検討していきます。」という文章を追加いたしました。新宿区の特色としては、例えば、手塚治虫などが考えられます。現在、新宿区の蔵書は83万4千冊あり、そのうちの1%が漫画本ですが、非常に痛みやすいということで、絶えず数字が変動しております。1%という数字を掲載するかどうかは検討中ではありますが、漫画については記載いたします。

次に変更した箇所は6ページです。今回、配付させていただきましたが、第二次子ども読書活動推進計画素案が出ましたので、6ページの最初の4行、「第二次計画の策定にあたっては、3つの目標（1 計画的な図書館利用の環境づくり、2 身近な読書環境の整備、3 学校における読書環境の整備）を掲げ、新たに展開する事業や数値目標を設定しました。今後は、常にこの目標を検証しながら、次世代の子どもの豊かな成長を応援していきます」という部分を追加いたしました。この、新たに展開する事業というのは、「第二次新宿区子ども読書活動推進計画 素案」の20ページに記載されております。

次に変更した箇所は、11ページ下から5行目です。前回は来春開通する地下鉄副都心線と記載しておりましたが、こちらの地下鉄が3月開通の予定が6月に延びましたので、来春を平成20年度に変更し、「東京メトロ副都心線」という正式名称を記載しました。同じく11ページの下から2行目ですが、前回は、「(仮称)新中央図書館建設検討委員会」としましたが、「学識経験者や区民利用者による検討組織」という表現に変更しました。新中央図書館建設検討委員会という名称では、建設に限定されるイメージがありますので、上記の表現に変更させていただきました。最後に12ページ、上から3行目になります。「また、学校や児童館など団体貸出の配本サービスを拡充することにより、身近な場所の読書環境を整備しています。このようなことを踏まえ」という部分を加筆しました。図書館だけでなく、読書環境を身近な場所でも整備をしていこうという意図のもとに加筆いたしました。同じく12ページの7行目、「現中央図書館の移転にともなう」という箇所を、改行いたしました。同じく12ページの(3)

「限られた財源・人員の中で利用者満足度の高い図書館運営を行うために」の次の箇所ですが、今回は「IC タグの導入によるカウンター業務の機械化等による効果的・効率的な図書館運営を行う必要があります」としておりましたが、「管理運営形態の見直しを図っていく」という表現に変更しました。その下の行、「23 区の状況は、新宿区を含めた 3 区を除く 20 区で一部民間委託や指定管理者制度が導入され」という部分ですが、20 区の後にかっこ書きで（20 年度からは 21 区）と追加しました。ちなみに 20 年度から委託を開始するのは江戸川区です。荒川区は委託しない方向です。その下の段落ですが、今回は「今後は、新宿区でも地域館や選書・レファレンス等基幹業務を除くカウンター業務などの非基幹業務を、民間事業者や NPO 法人に委託することや指定管理者制度の導入を考えていきます。また、地域の区民と連携し、協働による運営形態を考え、地域に愛される図書館を目指します」という表現でしたが、実行計画素案に掲載されていますとおり、「今後は、区立図書館全体の専門性や継続性を考慮し、中央館は区が直接運営し、地域館で民間事業者や NPO 法人による指定管理者制度の導入を考えていきます。新たな図書館運営形態を導入するにあたっては、地域の区民と連携し、協働による運営形態を考え、地域に愛される図書館を目指します」と、より明確な表現に変更いたしました。次に(4)の 2 行目で、「また、自動貸出機を導入することで」という箇所ですが、今回はその後に「カウンター業務の効率化や人件費の削減、開館日の拡大を図ることができます」という表現がありましたが、開館日の拡大というのは特別図書整理期間のうちの数日ということですので、より言葉を選びまして「プライバシーの保護やカウンター業務の迅速化を図ることができます」という表現に変更しました。それから(4)の最後の行ですが、「利用者サービスの向上と図書資料管理システムの機能を充実します」を文言整理で「充実していきます」と変更しました。以上、変更箇所についてご説明いたしました。委員の皆様方にご議論いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

【会長】

それでは、順番でなくても構いませんので、ご意見がありましたらよろしくお願ひします。

【運協委員】

11 ページの(3)ですが、今回は「開館時間の拡大とカウンター業務委託」となっていますが、今回は「開館時間の拡大と指定管理者制度の活用」と変更されていますが。

【事務局】

大変失礼いたしました。こちらの表題変更を説明し忘れていました。下の内容・表現に合わせて変更しました。

【運協委員】

以前はカウンター業務委託を考えていたけれども、今後は指定管理者制度の導入を進めるということでしょうか。

【図書館委員】

8月の素案の段階では、指定管理者制度の導入またはカウンター業務の委託を考えておりましたが、具体的に検討していく中で、中央図書館は直営とし、地域館には指定管理者制度を導入していきたいと考えています。前回、10月の図書館運営協議会でも、カウンター業務委託と指定管理者制度の比較についてお話ししました。今回は、指定管理者制度を導入していきたいと、提案させていただいた次第です。

【会長】

いかがでしょうか。

【運協委員】

基本的には、指定管理者制度導入には賛成しますが、これも業者によります。チェックできる体制作りが大事です。

【会長】

指定管理者導入には、どういう手続きが必要でしょうか。

【事務局】

指定管理者制度導入には、図書館設置条例を改定し、指定管理者制度を盛り込んだ新しい図書館条例の議会での承認が必要になります。条例が制定されれば、業者選定に入るわけですが、行政処分ですので、業者の指定にあたっては議会の承認が必要となります。

【図書館委員】

具体的に業者を選定するときには、検討委員会を設けて、プロポーザルによる審査をして、審査に基づいて評価をして業者を決定します。

【会長】

選定にあたっては議会の承認が必要になるし、一度決定しても、絶えずチェック機能が働くということですね。

【運協委員】

もう一つ、利用者がどう評価するのが大事な視点だと思います。行政評価は当然必要ですが、一般の利用者が、その業者が運営する図書館をどう評価するかという点が大切だと思います。

【図書館委員】

他の施設で指定管理者制度を導入しているところがありますが、利用者アンケートを実施し、それに基づく評価を行っております。

【運協委員】

地域館は指定管理者制度導入、中央館は直営ということですが、司書に重きはおかれていないのでしょうか。単に開館時間を延長し、表面的にニコニコすることより、質の高い図書館を持続していただきたいです。

【事務局】

指定管理者制度を導入するにあたり、司書の割合については、プロポーザルのなかで触れられると思います。図書館の質の低下は、我々としては考えていません。

業者側からも提案があるでしょうし、我々もある程度のパーセンテージは維持したいと考えています。現在は135人の職員のうち51%が司書・司書補の有資格者です。その比率は若干下がるかもしれませんが、司書有資格者が1～2割になるということはありません。

【運協委員】

11月に横浜パシフィックで図書展があり、行ってきました。指定管理者制度の導入が話題になっていました。図書館界の動きとしては、業務委託より指定管理者制度の導入の方向になってきています。業者のレベルにたいへんバラツキがある、業者が提案していることを鵜呑みにしたら大変なことになります。

なお、司書率ですが、司書といっても講習を受講しただけならペーパードライバーのようなものです。正直に言って、IT化を進めるなら、司書資格だけでは対応できません。ですから、私は司書資格にあまりこだわる必要はないと思っています。

また、地域館に指定管理者を入れるときに、どういうイメージで中央館とのネットワークをつくっていくかを考えることが大事です。

【事務局】

指定管理者を決定したから終わりということではなく、(仮称)地域支援係のようなものをつくって対応していきたいと考えています。今までは、職員が地域館にいましたので、電話一本の連絡で済む場合がありました。今後は別のシステムになりますので、そうはいきません。地域の図書館の質の低下が懸念も当然あると思います。いい面ばかりではありませんが、サービスの拡充を考えながら、仕様書なり、業務水準をきちっとつくることで、質の維持を図っていききたいと思います。

【運協委員】

状況の予想はつきませんが、どこでも指定管理者制度を導入しています。半分あきらめつつ納得しています。

館ごとに管理者が別になると、館によって対応が異なる場合もでてくるのでしょうか。その場合、中央館に申し出ればいいのでしょうか。利用者としては、そういうフラストレーションが起こるのではないかと危惧しています。

【事務局】

指定管理者になるとサービスが悪くなるわけではありません。さらなるサービスの向上を図るために、指定管理者制度の導入を目指しているわけです。

顕著な例で申しますと、視覚障害者サービスを行う戸山図書館、ビジネス支援サービスを行う角筈図書館のように、外部に見えるサービスと、西落合図書館や鶴巻図書館のように住宅地の図書館については、運営方針に違いがでてくると思います。これから、指定管理者がどんな提案をしてくるか、中央図書館が、どういう視点で地域にふさわしい運営方針を考えるのか、これから決まっていくと思います。基本的なサービスは一緒ですので、そこはご理解いただければと思います。今でも行っていますが、利用者の方からの苦情や提案は、今まで同様地域館でも対応しますし、中央館でも対応していきます。システムが変わってもやり方が全く変わるわけではありません。

なお、平成21年度から、中央図書館も11時間開館となります。その翌年には、地域センターに併設されている図書館は概ね13時間開館するかたちとなります。職員は8時間労働ですので、新しい管理運営形態をとらないと、利用者のニーズには対応できません。そのため、指定管理者制度の導入を考えています。

【運協委員】

一番大切なのは、図書館利用者が利用をわかまえることです。直接その館に言っていたきたいと思います。そうするとその館で解決するのに、自分勝手な判断で中央館に持っていくと、地域館で解決できる課題が大きくなります。上に持っていけば解決できるだろうと考えるより、自分が利用している館を育てる視点を持ってもらいたいです。

【会長】

まだ2件協議事項がありますので、この話題は他の協議事項終わってからにします。

2件目の実行計画素案について、事務局からお願いします。

【事務局】

新宿区第一次実行計画素案、まちづくり編の27ページをご覧ください。「絵本でふれあう子育て支援事業」ですが、この事業は今まで健康部で実施していましたが、来年度より図書館で実施することになりました。3、4ヶ月健診は92～3%の子どもが受診しています。健診の際、牛込、四谷、西新宿、落合の4保健センターでこの事業を実施しています。そこで、本を入れるバッグを渡し、絵本の配付と読み聞かせを実施しています。21年度から3歳児を対象に読み聞かせを行い、図書館で本を渡すことを考えています。一般的にはブックスタートと言われていますが、新宿区では子育て支援事業の一環として行っております。

次に35ページをご覧ください。「中央図書館の再構築」があります。旧戸山中学校の校舎跡地に、新中央図書館を建設しようという計画があります。事業名は「新しい中央図書館のあり方検討」になっていますが、新中央図書館をつくるにあたっては、23年4月以降に新館の建設準備が整うので、21、22年度の2年間で検討していきます。

次に36ページをご覧ください。「図書館サービスの充実」ということで、図書館IT化の推進と、区民に役立つ情報センターの2事業があります。IT化の推進については、利用者が使用できるパソコンを中央図書館に3台、こども図書館に1台、地域館に各1台ずつ設置し、インターネットを活用した情報収集ができるようにしたいと考えています。区民に役立つ情報センターについては、レファレンス専用のカウンターを各館に設置し、データベース等も導入し、さらに高度なレファレンスにも対応できるよう充実していきます。

次に 37 ページの「子ども読書活動の推進」です。平成 15 年度から 19 年度まで、子ども読書活動推進計画を策定しましたが、来年度からは「第二次子ども読書活動推進計画」に基づき、実施いたします。

続いて 97 ページです。「図書館における IC タグ及び自動貸出機の導入」です。来年 1 年かけて全ての図書及び視聴覚資料に IC タグを貼付します。また、自動貸出機を導入し、利用者の匿名性を高めるとともに、迅速化も図っていきます。

続いて 104 ページです。「図書館における指定管理者制度の活用またはカウンター業務委託」です。事業名はこうなっていますが、先ほどからお話しているとおり、私どもとしては指定管理者制度の導入を進めていきたいと考えています。先ほど、委員がおっしゃられたとおり、100% 上手くいくということはありません。常勤職員が行っても、指定管理者が行っても、やはり利用者からの苦情や要望は出ると思いますが、それを小さくしながら、サービスの向上、充実を図っていきたくと考えています。来年度は導入にあたっての準備をじっくり進め、21 年度に 3 館、22 年度に 3 館、23 年度に 2 館、指定管理者制度を導入していきたくと思います。業務管理委託と指定管理者制度を比較した場合、指定管理者制度のほうが優れていると思いますし、区全体の中でも、指定管理者導入の流れがあります。皆様方にいろいろご議論いただきながら、よりサービスの向上を図ってまいります。

最後に、115 ページの「旧戸山中学校の活用」についてですが、旧戸山中学校跡地を中央図書館の移転先として活用を検討することが記載されています。以上です。これは素案ですので、最終のものができあがり次第、皆様にお伝えしたいと思います。

【会長】

実行計画素案について、ご質問がありましたらお願いします。

【運協委員】

自動貸出機とはどういうもので、どのように活用するのでしょうか。

【図書館委員】

全ての本に IC タグを貼り付けると、自動貸出機の上に本を載せれば、それだけで貸出処理ができます。今までは、カウンターで 1 冊 1 冊処理していたので、時間短縮ができます。また、カウンター職員が借りた本を見れないので、プライバシーの保護も向上します。

【運協委員】

自動貸出機は現在どの図書館で使用されていますか。

【事務局】

この近くですと、豊島区立中央図書館が導入しています。

【運協委員】

IT化の推進で、インターネットが導入されるとのことですが、導入台数が少ないと思います。

【図書館委員】

インターネットが利用できるパソコン設置の要望は多くありますが、スペースがありません。自動貸出機を設置し、パソコンも設置するとなると、かなりのスペースをとります。

【運協委員】

OPACにインターネットを入れると便利で、場所もとらないと思いますが。

【図書館委員】

OPACには図書館情報が入っています。インターネットを入れるとセキュリティ上の問題が発生します。また、インターネットを使わず、指で画面を指しながら検索する利用者も多いので、OPACは必要です。

【事務局】

パソコンを導入するにあたって、30分なり1時間なり、時間制限を設ける必要があると思います。地域館は本当に狭いです。今の時代のようなものを想定して造っていません。そうした状況では、各館に1台しか置けません。止むを得ないと思っています。

【運協委員】

各家庭に1台あるような状況なのに、図書館にパソコンが少なすぎるのではないのでしょうか。セキュリティ面の問題はわかりましたが、もう少しパソコンを導入してもいいのではないですか。

【図書館委員】

中央図書館ですら、スペースの問題があります。新中央図書館ができた時に対応していきたいと思います。この形状の図書館では無理があります。

【運協委員】

今、各家庭にパソコン1台くらいはあるという話がありましたが、家庭では24時間アクセスできますので、家庭でインターネットを使って調べて、わからない部分を図書館で調べればいいのではないのでしょうか。

【会長】

インターネットカフェは有料ですが、図書館では無料ですので、パソコンの台数を増やすと、目的外使用者が増えるのではないのでしょうか。IT化だから、どんどん進めるというのではなく、図書館のあり方を考えていただきたいと思います。

次に、協議事項の3番目、第二次子ども読書活動推進計画素案について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

5カ年計画である第一次の子ども読書活動推進計画が19年度で終了いたしますので、実行計画に合わせて20年度から、23年度まで、4年間の第二次子ども読書活動推進計画を策定いたします。重点的な目標を3点挙げて、新宿区の取組みをお知らせいたします。計画事業に合わせて、新宿区の取組みを概括的にお知らせいたします。

最初に、第二次子ども読書活動推進計画素案の3ページをご覧ください。

第一次子ども読書活動推進計画では、5つの数値目標を掲げておりました。3ページから7ページにかけて、数値目標の達成状況を示しました。まず、区立図書館の子どもの利用登録率ですが、平成15年3月には小学生以下の登録率が49.0%でした。最終的には65%にもっていきたいということでしたが、17年3月をピークに、18年、19年と下がっております。利用登録率を上げるために、19年4月から8月にかけて取り組んだ結果、56.6%になりました。

統計上の問題もありまして、長期間利用していない登録者は除籍しており、このような結果になっております。また、利用登録率の数値よりも、実際に利用された人数、これを次の推進計画の数値目標にしたいと思います。

次の4ページですが、区立図書館における年間貸出冊数の増加、これは目標は達成しておりませんが、徐々に増加しております。

次に5ページの区立小・中学校の児童・生徒の不読者率ですが、一度17年度に下がっていましたが、それぞれ目標ラインに到達するところと、しないところがございまして、引き続き次回の計画で努力してまいります。

次に6ページですが、区立小・中学校における朝の読書等の実施率です。これについては目標をクリアしています。7ページ、区立学校図書館図書標準の充足率ですが、18年度末現在で、小学校が63%、中学校が36%です。それぞれ学校図書館図書標準を満たすために、19年度に3000万円の図書購入の予算を計上しておりますので、19年度末までには、図書標準に達していない学校でも達成する予定です。

それ以外の事業については、A3の資料で、現状の評価と課題を記載しておりますので、ご覧頂きたいと思っております。

続きまして、新たな計画と課題ですが、11ページをご覧ください。第二次子ども読書活動推進計画の目標ですが、目標1は、継続的な図書館利用の環境づくり、目標2は身近な読書環境の整備、目標3は学校における読書環境の整備、この3点を目標としております。それぞれの目標に合わせて、数値目標を設定しております。目標1では、先ほど申し上げました利用登録率に代わりまして利用人数の増加、年間貸出冊数の増加、目標2では区立図書館における団体貸出の利用率の増加、冊数の増加を掲げております。目標3では区立小・中学校児童・生徒の不読者率の減少です。不読者率の減少を目標に掲げて学校との連携を図ってまいります。

新たに展開する主な事業としては、12ページをご覧ください。実行計画にも挙げていますが、絵本でふれあう子育て支援事業、13ページでは親力向上のための講演会開催、読書塾の開催、14ページでは中学生・高校生の図書館サポーター募集を掲げています。

また、身近な読書環境の整備として、15ページの団体貸出の充実、16ページの児童館の読書環境の整備、児童館図書室の充実、17ページの青少年向け資料の充実があります。新こども図書館の開設準備については、さきほどの新しい中央図書館の建設に合わせて、こども図書館についても改めて検討していきたいと思っております。

次に、学校における読書環境の整備ですが、18ページの学校図書館の運営の充実と、19ページの区立図書館との連携、学校へ図書館司書の派遣、そういった事業を行いながら、数値目標の達成に向けて取り組んでまいります。

次に、45、46ページをご覧ください。子ども読書活動推進計画の体系が掲載されています。それぞれの部署で行う事業を体系的に表したものです。

以上、雑駁ではありますが、第二次子ども読書活動推進計画素案の説明とさせていただきます。

なお、これにつきましては、11月15日から12月5日までパブリックコメントを実施しております。今のところ、ご意見を2件ほどいただいております。皆様からのご意見がありましたら、よろしく申し上げます。

【会長】

ご意見ありましたらお願いします。

【運協委員】

数値目標が登録人数から延べ人数に変わると、図書館が好きな子どもは1人で何回もカウントされ、足が向かない子は置き去りになるのではないのでしょうか。登録のきっかけ作りも、していただけないのでしょうか。

【事務局】

小学1年生になったときに、学校を通じて利用登録をお願いしています。今年度からは、幼稚園、保育園にも依頼しています。図書館を利用してもらうために、お話し会や、児童作家による講演会も実施しています。また、学校を通じて図書館だよりを配布してもらっています。登録のきっかけ作りは今までどおり継続していきます。

【運協委員】

登録は学校で済むのでしょうか、それとも図書館に来る必要があるのでしょうか。

【事務局】

子どもは身分証明が不要なので、学校を通じて申し込みをしてもらい、利用者カードも学校を通じて配っています。また、図書館バッグは、図書館に来ていただかないと、差し上げていません。そういうことで来館を促しています。

18年度までは新1年生しかフォローしていなかったのですが、5～6年生もフォローさせていただき、幼稚園、保育園もフォローするようにしています。

登録に関して言えば、全ての年齢層を考えています。親子で来る人のフォローは3歳児健診で対応を考えています。利用者登録者を増やすよう、今までの努力は続けつつ、新たな視点で取り組もうと考えています。

【運協委員】

3ページの子どもの利用登録率ですが、平成17年3月にピークがあり、その後は落ちていますが、2年間の利用がないと抹消されるため、その後は落ちているということでしょうか。

【事務局】

18年度に登録要件を変更しまして、今までは居住地による制限はなかったのですが、18年度から都民か、新宿区に在勤・在学の方に限定しました。さらに2年間のご利用がない方は抹消しているので、利用登録率が下がっていると思われる。

【運協委員】

子どもたちが本が好きになるには、いろいろな要因があります。制度を整えたからといって増えるわけでもありません。色々な取組みは必要でしょうが、家庭での取組みが大事だと思います。親が子に、どれだけ本を読んであげることが大事です。子ども読書推進計画の素案を見ると、学校図書館の充実が盛り込まれていて、学校にとってはありがたいと思います。

調べ学習等で、中町図書館、中央図書館から資料を借りています。明日の授業で必要な本がほしいといった場合、すぐに届かないと使えません。モノを運ぶネットワークの整備が必要です。その点が課題です。お願いできればと思います。

【事務局】

毎日、地域館には配本車が来ています。学校までは難しいですが、中町図書館まで来ていただければ対応可能です。

各学校については28箇所、児童館、保育園については2ヶ月に1回、配本車で回っています。宅配便を使う例については、静岡市や鳥取県など、行政の管轄区域が広いところです。新宿区では図書館無料の原則もあり、配送料まで想定していません。新宿区立図書館にない本で、都立図書館等から取り寄せたりすれば時間がかかりますが、蔵書があれば、翌日に地域館への配送は可能です。

【運協委員】

これからの専門性を考えると、司書の資格は基礎としては必要ですが、ITやカウンターでのコミュニケーション能力も求められるようになります。これが大きな課題になると思います。

【運協委員】

新宿区にはこども図書館があり、事業の特色を出すために価値がある存在だと思います。

【運協委員】

こども図書館は閉館時間が早いと思います。保護者が借りに来ることもあります。子どもだけの入館はできなくてもいいので、時間延長を望みます。

【図書館委員】

防犯上の問題もあります。こども図書館工事中に、3階にこども図書館の資料を置いたとき、子どもがなかなか帰らないこともありました。6時閉館を延長することは考えていません。死角もあります。親が家にいないときは、本が好きな子供はずっといることになりますので。

【事務局】

新宿区立図書館基本方針につきましては、これをもって図書館運営協議会の提案と了解と考えていますので、文言の整理をしつつ、最終的なものをつくっていきたいと考えています。

【会長】

それではこれで、第5回図書館運営協議会を終了いたします。